

河川情報数値データ配信事業（平成29年度～平成34年度）の公示

平成29年7月3日

国土交通省水管理・国土保全局長

山田邦博



次のとおり、提案書の提出を招請します。

1. 事業内容

(1) 事業概要

配信事業者は、国と河川情報数値データ配信事業（平成29年度～平成34年度）協定書（以下「協定書」という。）を締結し、配信対象である数値データについて、河川情報数値データ配信事業（平成29年度～平成34年度）要求水準書（以下「要求水準書」という。）に示す要求水準を満たす内容で、数値データの受信を希望する者（以下「受信希望者」という。）に対して配信（以下「データ配信」という。）を行う。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、協定書の締結日から平成35年3月31日までの期間とする。また、データ配信は、平成30年4月1日から開始するものとする。

なお、事業年度は、各暦年の4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する1年間とする。ただし、平成29年度については、協定書締結日から平成30年3月31日とする。

(3) 費用負担及び収入

配信事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課、応募に係る費用を含む。）の全てを負担するものとする。国は、協定書等に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る費用の一切を負担しない。配信事業者は、配信に必要な諸費用をまかなう（本事業において利益は生じない）範囲で、配信された数値データを受信する者（以下「データ受信者」という。）から受信料金を徴収することができる。受信料金については国と協議により定めるものとする。

2. 応募に関する条件等

本公募への応募に関する資格要件は、国で実施している企画競争における参加資格要件を準用し、応募する者は、次の資格を満たしていることを条件とする。

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当し

ない者であること。

- ②平成28・29・30年度国土交通本省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有する者であること。
- ③国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑤過去10年以内に下記の同種又は類似業務を実施した実績を有するものであること。

同種業務：河川情報に係わる業務及び運用に係わる業務の両方を行った実績を有すること。(同一業務でなくてもよい。)

類似業務：河川情報に係わる業務を行った実績を有すること。

⑥管理技術者に関する要件

a) 管理技術者の資格等

以下の資格のいずれかを有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている必要がある。

- ・技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目または電気電子部門関連科目)または建設部門または電気電子部門)
 - ・その他技術士と同等と認められる資格
 - ・特別上級技術者(土木学会)
 - ・上級技術者(土木学会)
 - ・RCCM
 - ・工学博士
 - ・上記各資格と同等と認められる者
 - ・河川情報に係わる調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者
- (※) マネジメントした実務経験とは、例えば、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

[1] 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11.4.1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

[2] 県、政令市における、[1]と同等の調査職員として業務に従事した者

b) 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、過去10年以内に、下記[1][2][3]のいずれかの実績を有すること。

[1] 同種業務：河川情報に係わる業務および運用に係わる業務の両方を行った実績を有すること。(同一業務でなくてもよい。)

[2] 類似業務：河川情報に係わる業務を行った実績を有すること。

[3] マネジメント業務：河川情報に係わる調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験(管理技術者の資格要件に同じ)

国土交通省発注の業務実績で TECRIS に登録された業務成績が 60 点以上であること。
ただし TECRIS に登録されていない業務は、この限りではない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 (中央合同庁舎第 3 号館)

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課地球温暖化分析係

TEL 03-5253-8111 (内線 35-396)

FAX 03-5253-1602

MAIL tsuchiya-y2ta@mlit.go.jp

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

①期間：平成 29 年 7 月 3 日～平成 29 年 8 月 16 日まで

②場所：上記担当部局

③方法：上記担当部局において、直接手交（紙媒体）

なお、募集要項の交付を希望する場合は、予め上記担当まで連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限：平成 29 年 7 月 3 日～平成 29 年 8 月 16 日 18:00 まで

②場所：上記担当部局

③方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は 2 部、電送又は電子メールの場合は 1 部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 Gorrvement7」「Microsoft Word2010」「Microsoft Excel2010」「Adobe Acrobat Reader9」以前の形式に限る。

・ファイル総量は極力 1 メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

①説明会の実施：無

(5) 提案書に関するヒアリングの実施

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

①ヒアリングの実施：有

②日時：平成29年8月17日～平成29年8月23日
国土交通省内会議室を予定

4. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)に同じである。
- (3) 提案書の作成及び提出等に係わる費用は応募者側とする。
- (4) 国が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係わる検討以外の目的で使用することができない。
- (5) 応募者から提出された資料は、配信事業者の選定に係わる公表以外に応募者に無断で公表しない。
- (6) 応募者が提案書に虚偽の記載をした場合は応募を無効とする。
- (7) 配信事業者選定にあたっては、応募者から提出された事業の実施内容に関する提案を評価し、配信事業者を選定する。なお、選定は、学識経験者の意見を徴収した上で行う。
- (8) その他の詳細は、募集要項による。